

令和6年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会 ヤングケアラー支援に関する検討会（第2回）

日時：令和7年3月24日（月）14：00～15：30

場所：横浜市役所18階会議室（みなと1・2・3）

次第

- 1 こども福祉保健部長あいさつ
- 2 令和6年度 ヤングケアラー支援事業の取組について
- 3 ヤングケアラー支援体制構築について～横浜市ヤングケアラー支援の手引きの策定～
- 4 令和7年度 ヤングケアラー支援事業の取組について
- 5 令和7年度 ヤングケアラー実態調査について

【配布資料】

- 資料1-1 ヤングケアラー支援に関する検討会 委員名簿
- 資料1-2 ヤングケアラー支援に関する検討会 事務局名簿
- 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料3 説明資料

令和6年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会
ヤングケアラー支援に関する検討会委員名簿

【有識者・支援団体等】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	サイノウ 斎藤 眞緒	立命館大学 産業社会学部 教授
2	シマモト 島本 洋一	中区基幹相談支援センター 所長
3	スゴ 勝呂 ちひろ	一般社団法人 Omoshiro 代表理事
4	ハヤシダ 林田 育美	認定特定非営利活動法人 つづき区民交流協会 都筑多文化・青少年交流プラザ館長
5	フジ 藤木 和子	全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会 副会長 弁護士
6	フナダ 舟田 泰久	横浜市社会福祉協議会 地域活動部 市民活動支援課ヨコ寄付推進担当課長
7	マツハシ 松橋 秀之	社会福祉法人日本水上学園(児童養護施設)理事長 特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 副代表理事
8	ユザワ 湯澤 直美	立教大学 教育学部 福祉学科 コミュニティ福祉学 教授

【行政職員】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	サンペイ 三瓶 淳	城郷小学校 校長
2	アキヤマ 秋山 美帆	教育委員会事務局 課長補佐 (人権教育・児童生徒課担当係長)

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会
ヤングケアラー支援に関する検討会 事務局出席者名簿（R6）

資料1-2

所属・補職		氏 名
部長	こども青少年局総務部長	武 居 秀 顕
	こども青少年局こども福祉保健部長	秋 野 奈 緒 子
課長	こども青少年局企画調整課長	柿 沼 千 尋
	こども青少年局青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	こども青少年局青少年相談センター所長	山 崎 三 七 子
	こども青少年局こども家庭課長	藤 浪 博 子
	こども青少年局こどもの権利擁護課長	足 立 篤 彦
	こども青少年局障害児福祉保健課長	高 島 友 子
	政策局政策課基本戦略推進担当課長	飯 田 学
	国際局政策総務課多文化共生担当課長	廣 瀬 綾 子
	健康福祉局企画課長	松 村 健 也
	健康福祉局福祉保健課長	近 藤 崇
	健康福祉局地域支援課長	稲 垣 純 子
	健康福祉局生活支援課長	伊 藤 泰 毅
	健康福祉局障害施策推進課長	中 村 剛 志
	健康福祉局高齢在宅支援課長	吉 原 祥 子
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	大 峽 誠
	教育委員会事務局小中学校企画課長	高 橋 義 成
	教育委員会事務局高校教育課長	宮 村 浩 文
	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長	末 吉 和 弘
	教育委員会事務局東部学校教育事務所指導主事室長	横 山 康 孝
	医療局医療政策課長	新 堀 大 吾
係長	こども青少年局企画調整課企画調整係長	宗 川 淳
	こども青少年局こども家庭課担当係長	花 田 香 織
	こども青少年局こども家庭課こども家庭センター準備担当係長	角 谷 小 百 合

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号（こども青少年局長決裁）
最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号（こども青少年局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（以下、「計画推進会議」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

（目的）

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」（以下、「計画」という。）に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- （1）計画の推進に関すること。
- （2）支援に係る事業・取組の実施に関すること。

（委員）

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

（会議）

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

（分科会）

第 5 条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

（謝金）

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

（意見の聴取等）

第 7 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議(分科会を含む)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

**令和 6 年度
横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会
ヤングケアラー支援に関する検討会（第 2 回）**

令和 7 年 3 月 24 日

こども青少年局こども家庭課

- 1 令和6年度 ヤングケアラー支援事業の取組について
- 2 ヤングケアラー支援体制構築について
～横浜市ヤングケアラー支援の手引きの策定～
- 3 令和7年度 ヤングケアラー支援事業の取組について
- 4 令和7年度 ヤングケアラー実態調査について

地域全体でこどもたちを見守り、支える環境づくりのため、下記の取り組みを実施しました。

- SNS相談(よこはま子ども・若者相談室)
- ピアサポート、オンラインサロンを実施する団体補助
- 広報・啓発
- 市民向け研修
- 支援体制構築

○よこはま子ども・若者相談室の相談メニューとしてヤングケアラー相談を実施

・ひきこもり・不登校、友人や家族に関すること、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みごとを抱える子ども・若者が気軽に相談ができるように、LINEでの相談を行っています。

・相談メニュー

子ども・若者総合相談：友人関係や進学・就職など、
悩みごと全般のご相談

ひきこもり相談：ひきこもりに関するご相談

ヤングケアラー相談：ヤングケアラーに関するご相談

・相談受付時間

毎日（土日、祝日、年末年始を含む）

14時から21時

・相談対応方法

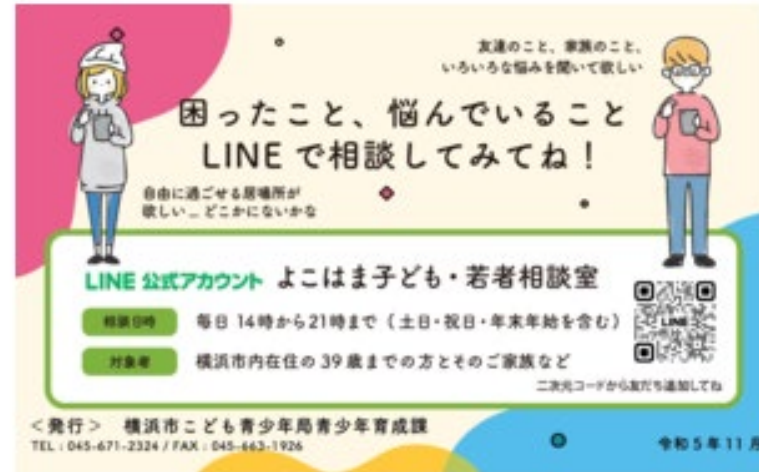
LINE公式アカウントの友だち追加後、心理カウンセラー等の専門の相談員がLINEチャットでリアルタイムにお応えします。

・6年度相談実績（11月末時点）

総合相談	ひきこもり相談	ヤングケアラー相談	合計
2,802件	276件	19件	3,097件



小学生向け周知カード



中学生以上向け周知カード

○ヤングケアラーを支援する団体へ支援に要する費用の一部助成を実施

「ピアサポート」等の悩み相談を行う支援団体や当事者同士で悩みや経験を共有し合う「オンラインサロン」を運営する団体に対して、補助金による支援を行うことで、子どもたちを見守り、支える環境づくりを進めました。

<取組団体>

現在4団体がヤングケアラー支援を実施しています。

団体名	区	支援対象	取組内容
一般社団法人 Omoshiro	鶴見区	障害のある親を持つ子ども	ピアサポートサロン(対面)
NPO法人 アーモンドコミュニティネットワーク	都筑区	ヤングケアラー全般	ピアサポートオンラインサロン
NPO法人 ちゃっと※	保土ヶ谷区	ヤングケアラー全般	ピアサポート
NPO法人 宮ノマエストロ※	泉区	親族の介護をしている子ども及びひとり親の子ども	ピアサポートオンラインサロン

※令和6年12月から事業実施

横浜市ヤングケアラー支援団体

誰かを支える あなたを支えたい

無料

あなたは一人じゃない！
みんなが集まり、交流する居場所がオープン

対象：家族を支えている 39歳までの方

おやつタイム おいしいおやつやドリンクを用意しています。
みんなでリラックスしながら過ごしましょう！
カフェ利用だけでもOKです（無料）

フリートーク&シェアタイム リラクゼーションワークショップ 学習サポート&宿題タイム

開催日時：毎月最終木曜日 14:00~17:00（居場所オープン）
12月26日 1月30日 2月27日 3月27日

場所：宮ノ前テラスカフェスペース

対象：家族を支えている39歳までの方

17:00~20:00 (Zoom開催) <https://us02web.zoom.us/j/86126396050?pwd=Cjeh1464zUllInDugqpwJpU0DfJ7XV.1>

ミーティングID: 861 2639 6050 パスコード: 884239

NPO法人宮ノマエストロ
045-884-0246

時間外はホットラインへ 090-6724-3901 (ヤングケアラー専用ダイヤル)

Zoomはこちらから

ホームページはこちらから

○特設ウェブサイトのリニューアル、こどもタウンニュースの配布、映画上映イベント、パネル展の実施

こどもや大人まで幅広い対象に様々な場を活用し、ヤングケアラーに関する広報啓発を実施しました。

- ・「みんなに知ってほしいヤングケアラー（ポプラ社）」の素材を活用し、小学生でも読み進めたいくなるサイト内容に特設サイトをリニューアルしました。
【実績：表示回数 59,290回 12月末現在】
- ・ヤングケアラーの当事者や同世代のこどもを主な広報の対象として、私立、県立等の学校も含め市内の小中高校に対して、小学校4年生以上の児童生徒へのこどもタウンニュースを配付しました。
【実績：11月、12月にかけて281,350枚配布】
- ・特設サイトにアクセスできるようにWEBやSNSでの広告を行い、ヤングケアラーについて“自身で考えるきっかけ”となる啓発と“ひとりで悩まずに相談先があること”を周知しました。
【Google、Yahoo!、X、LINEに広告】

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA



・様々な課題があるヤングケアラーの状況を、多くの方に伝え、正しい理解を促進するため映画上映イベントを実施しました。

<イベント内容>

・オムニバス短編映画『ツナガル』の上映ヤングケアラーを題材とした新作映画であり、家族のケアをする3人の高校生の物語で、最近の社会的な背景やリアルな日常生活を伝える内容として起用しました。あわせて製作総指揮者のトークショーを行い、登場人物の背景の解説や制作秘話などをお話いただきました。

[製作総指揮]

一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会 代表理事 持田 恭子氏

【来場者数：52人】



参加費
無料

横浜市主催
ヤングケアラーの日常を描く
オムニバス短編映画『ツナガル』上映会・トークショー!

横浜市では、ヤングケアラーへの正しい理解を深めていただくことを目的として、短編映画上映会とトークショーを開催します。
元ヤングケアラーでもある製作総指揮の持田さんに登壇いただき、映画制作に込めた想いをお話しいただきます。

CAN
家族のケアをする高校生3人の実話を元にした物語

映画制作に込めた想い

製作総指揮
持田 恭子
一般社団法人
ケアラーアクションネットワーク
代表理事

高齢の祖父の介助、ひきこもりや不登校や発達障害があるきょうだい、心に不安定さを抱える母親のケアなどをしている高校生3人の物語を実話を元にして描きました。自分の気持ちを抑えて誰にも家族のことを打ち明けられないのか、それとも一歩踏み出して行動する勇気を持つのか、選択は自由です。あなたにとって納得のいく選択とは何かを一緒に考えましょう。

開催日 令和6年10月26日(土) 13:30~15:45

場所 ローソン・ユナイテッドシネマ
STYLE-S みなとみらい

住所：神奈川県横浜市西区みなとみらい3-5-1
MARK IS みなとみらい SF
アクセス：みなとみらい線 みなとみらい駅直結、
JR・市営地下鉄 桜木町駅から徒歩を利用して徒歩約8分

申込 10月11日(金)から申込フォームで受付
申込フォームへはこちらから

定員 先着100名(定員になり次第締切)

問い合わせ 事務局(タウンニュース社)
0120-192-389 (平日 10:00~17:00)
※本上映会は、横浜市の委託により、株式会社タウンニュース社が申込・問い合わせ先となります。

主催 横浜市子ども青少年局 とも家庭課

<参加者の感想>

- ・本当にリアルな心の奥まで、家族や人それぞれの心の動きや迷いまで伝わりました。トークショーで本当に理解が深まり、良かったです。
- ・今までヤングケアラーは助けてあげないといけないという気持ちが強かったが、この映画を観て寄り添い困っていたら何か方法や相談する所を伝えてあげる事が大切だと思いました。
- ・映画で語られた3つのストーリーでは、子どもたちが自らの抱える問題、つらさを身近な友達との関係の中で解決する形が、印象的でした。
- ・今日この会場だけでも多くの大人が関心を持ち行動をしているものの、なかなか子どもたちへ繋がる事が難しい現状がまだあると思うので、地域の1人としても 子どもへのメッセージや目標を広げてお互いに気づけるきっかけを作っていきたいと思いました。
- ・当事者が周囲に「言う」ことがとてもハードルが高いということを感じた。

- ・ヤングケアラーに関して幅広い市民の方に周知するために、パネル展を実施しました。
- ・イベント当日にはヤングケアラーの認知度に関するアンケートを実施しました。（アンケート回答者101名）

<実施場所>

- ・令和7年2月17日（月）モザイクモール港北4階 催事スペース
- ・令和7年2月18日（火）弘明寺商店街



○パネル展でのアンケート結果

<今回のパネル展で印象に残ったこと、心に残ったことはなんですか？>

- ・家族の世話をすることが将来の自立に繋がると分かったため家族との関わり方について改めて考えさせられました。
- ・ヤングケアラーは年を重ねていくごとに割合は高くなっていて、普通に接することが大事であること。
- ・ヤングケアラーとお手伝いは違う。
- ・小学生で15人に1人くらいいるってことにおどろいた。
- ・イラストで分かりやすく説明されているのが、印象に残りました。
- ・初めて聞きました。
- ・こういう言葉があることは知りませんでした。
- ・もっとこういう機会があれば良いと思った。

<ヤングケアラーを支援するためにどのような取組が必要だと思いますか？>

回答項目	回答者数(複数回答可)
①ヤングケアラーの早期発見	28人
②相談しやすい環境づくり	40人
③学習支援や生活支援	26人
④経済的な支援	52人
⑤家族への支援	34人
⑥周囲の大人やこどもの理解を深めるための広報啓発・研修の充実	18人
⑦その他	14人



○学校に向けて動画プログラムの周知を行いました。

- ・令和6年10月の児童支援・生徒指導専任教諭区代表会で、精神疾患の親をもつ子どもを主に小中学校の先生が理解し、支援する際の一助となることを目的として開発された動画プログラムを周知しました。

【動画の概要】

作成団体：精神疾患の親をもつ子どもの会（こどもぴあ）

タイトル：「私たち、ここにいます」

視聴時間：30分

内 容：①親の精神疾患と子どもの生活

②子どもの支援

③大人になった私たち（体験談）

先生方に向け「信頼できる大人がいることで子どもたちの人生が豊かになるので、

様子が気になる子どもがいたら、親の影響の可能性を考えて寄り添った支援を御検討ください」

とのメッセージが込められています。

視聴方法：こどもぴあホームページから視聴できます。

<https://kageyamaresearch.wixsite.com/watashikoko>

○地域でこどもの支援や家族のケアに携わっている方、ヤングケアラーに関心がある方を対象に研修を実施

- ・ヤングケアラーに関して、様々なテーマで研修を実施しました。
- ・集合研修のほか、研修動画をアーカイブ配信し、受講できる機会を充実させました。

開催日	受講者数	動画視聴数 3月13日現在
第1回	60人	866回
第2回	78人	418回
第3回	74人	306回
第4回	76人	106回
第5回	71人	35回
第6回	69人	52回
合計	428人	1,783回



※4回目以降は3月に配信開始

プログラム 時間は全て14:00～15:30です。

第1回	内容	プロフィール
6/26 水 開港記念会館 第1会議室	 <p>ケアラーに優しい ヨコハマにしよう! ご存知ですか? ヤングケアラーのこと</p>	 <p>■横浜国立大学 看護学部 精神看護学 教授 横山 恵子(よこやま けいこ) 氏</p> <p>専門は精神看護学。埼玉立正精神医療センター勤務。日本社会福祉士大学大学院看護学修士。東京女子医科大学大学院看護学修士。埼玉立正大学看護学部看護学専攻会活動に携わり、「精神疾患の疑念をつづきもめ(こどもら)」設立を支援。誰もが安心して生活できる地域づくりに貢献できればと志している。障害「精神障がいのある子ども」の育ち、保護者の理解とリカバリーの支援(「精神看護」)が中心な臨床業務から 精神障がいのある子ども、成長して支援職に就いた子どもたちの育ち(ベッコロ)地。</p>
8/9 金 ウィング横浜 121-122 研修室	 <p>国内のケアラー支援の実態 連携協働による ヤングケアラー支援</p>	 <p>■大阪公立大学 現代システム科学研究科 社会福祉学 教授 濱島 淑恵(はましまし じゆ) 氏 © 撮影：前川 明希</p> <p>日本女子大学大学院人間社会科学研究科博士課程修了。金沢大学大学院(学術)工学、家族介護に関する研究に取り組み、2016年に日本初となる高校生を対象としたヤングケアラーに関する実証調査を実施した。2019年からは「ふうせん会」を有志とともに立ち上げ、ヤングケアラー支援にも携わっている。2020年、2021年には国際による実証調査の研究に関与し、現在は神戸大学、大阪大学のヤングケアラー支援に関するアドバイザーを務めている。主な著書に子ども介護者-ヤングケアラーの成長と社会の担い手(丸川書房)がある。</p>
8/21 水 ウィング横浜 901 研修室	 <p>10代で家族ケアを経験して ～ヤングケアラーの私が地域に繋ぐこと～</p>	 <p>■VCARP 子ども・若者ケアラーの声を届けよう プロジェクト・小学校教諭 黒谷 佳音(くろが いかのん) 氏</p> <p>愛知県豊田市の2歳、小5年生までは岡山県で過ごし、小学校高学年時に母がうつ病になり、これまで精神ケアを行って来た。小学校高学年からは、母と長兄のいる兄による暴力を伴う祖父の介護や、家事を担うようになる。高校生になる15歳下の弟が産まれてからは育児も加わり、自分自身も心理的に不安定な時期が続く。就職後に実家を離れ、現在は小学校教諭として勤務している。</p>
10/17 木 ウィング横浜 121-122 研修室	 <p>ヤングケアラー支援を通して ～これからのヤングケアラー支援に必要なこと～</p>	 <p>■認定NPO法人 KATARIBA スタッフ 五味 菜々緒(ごみななほ) 氏</p> <p>埼玉立正大学。2020年に立正大学卒業後、「児童虐待をなくしたい」という思いで、新卒から児童相談所で3年間勤務。勤務の中で、児童虐待はそれ自体が犯罪ではなく、後発的な問題を抱えた家庭に表面化した一つの結果であると痛感し、後発的な問題を軽減(キックアウト)もサポートの手を伸ばしたいと思い2023年に認定 NPO 法人カタリバに入社。キックアウトプログラムへ派遣され、保護者対応及びヤングケアラー支援の担当者として従事。社会福祉士および精神士資格保持者。</p>
11/5 火 ウィング横浜 126-127 研修室	 <p>ヤングケアラー達と 共に生きる! 地域とケアラーをエンパワ! ～これからのヤングケアラー支援に必要なこと～</p>	 <p>■一般社団法人 Omshiro 代表理事 勝呂 ちひろ(すづろ ちひろ) 氏</p> <p>精神科臨床士、神奈川県立保健実習専門員、横浜市立支援協会の社会福祉士、横浜市にて精神障害を抱えるお父さん、お母さんと子どもたちへの「親子世代と社会支援を繋ぐ」活動に携わっている。ケアラー支援を軸にケア相談に向けるお客様への適切なサポート提供と同時に、子どもたちの居場所では自身の思いや希望を「伝える」練習を子どもたちも行っている。NHKハードネットTV、あいちなどのメディアへの出演、全国の市町村における教育・福祉・子ども多量方面の関係団体に向けての親子への実践的な支援に関する講演活動も行っている。</p>
12/7 土 ウィング横浜 901 研修室	 <p>子どもたちが諦めない社会を目指して! ヤングケアラー支援で 子ども・若者の 健やかな育ちと自立を</p>	 <p>■大阪公立大学 現代システム科学研究科 社会福祉学 教授 伊藤 嘉余子(いとう かよこ) 氏</p> <p>愛知県生まれ。社会福祉士、保育士、児童福祉司、日本子ども発達福祉協会会長、NPO 法人日本子ども発達福祉協会、社会の福祉(児童福祉施設・児童相談所)のより良いあり方につながる研究や社会的活動を展開中。</p>

※天候等諸事情により変更になる場合がありますのでホームページでご確認ください。お問合せは、<https://yresearch-center.jp/>

※各回録画はアーカイブ配信のための撮影が入ります。 ※本研修は、横浜市の委託により、特定非営利活動法人よこしま地域福祉研究センターが実施します。

お問合せ  **TEL: 045-228-9117** (受付 9:00～17:00) お申込みは [こちら](#) 

お問合わせ  **TEL: 045-228-9117** (受付 9:00～17:00) お申込みは [こちら](#)

○受講者の感想

- ・元当事者として「ヤングケアラー支援はかわいそうな子ども・若者を助けることではない。「誰もがケアを担う可能性」とお話しして頂き、とてもうれしく思いました。私もまったく同じ考えでした！ぜひこの考え方をひろめて頂きたいと思います。
- ・親から子どもを離れたほうが良いのかと考えたこともありましたが親子まるごと支援、とても参考になりました。
- ・ヤングケアラーとしての支援、糸口がわからない中、寄り添う支援の大切さを痛感しました。
- ・ヤングケアラー＝介護している子どもと思い込んでいましたが、今回のお話を伺い、それぞれの過程でそれぞれの問題があると知りました。
- ・こどもらしく過ごせる場、機会、伴走者が複数いた方が良いなど色々勉強になりました。
- ・本人に自覚がないため時間が必要であること、安心できる場づくりの必要性を感じました。あせらず伴走したいと思います。
- ・講義もみなさんとワークショップできたことはよかったです。自分だったらの提案力をみがいていきたいです。

2 ヤングケアラー支援体制の構築①

- ・ヤングケアラーとその家庭を取り巻く環境は多様であり、こどもや若者、家庭の支援に関わる部署が連携し、包括的な支援体制の強化が求められています。
新たに庁内連絡会（係長級）を開催し、ヤングケアラー支援に関する現状把握や課題検討を行い、支援体制の強化を図りました。

- ・庁内連絡会（係長級）参加メンバー

所管局	所管課
健康福祉局	福祉保健課、生活支援課 障害施策推進課 高齢在宅支援課、精神保健福祉課
国際局	政策総務課
教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課
こども青少年局	企画調整課、こどもの権利擁護課 障害児福祉保健課、青少年育成課 青少年相談センター
事務局	こども青少年局こども家庭課

ヤングケアラーに関する各種会議

庁外

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会 ヤングケアラー支援に関する検討会

- ・年に2、3回程度
- ・ヤングケアラー支援に関わる有識者・支援団体等が参加。
- ・横浜市におけるヤングケアラー支援に関する事業・取組について、専門的観点からの助言を求める検討会。

庁内

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会 ヤングケアラー支援に関する庁内連絡会

- ・年に2、3回程度
- ・区役所、政策経営局、国際局、健康福祉局、こども青少年局の課長級が参加。
- ・ヤングケアラー支援に関する横浜市としての課題・方向性を議論。

庁内

ヤングケアラー支援に関する庁内連絡会（係長級検討会）

- ・5回程度
- ・「ヤングケアラー支援に関する庁内連絡会」の部会として、ヤングケアラー支援に関する支援体制について、係長級で検討を行う。

ヤングケアラー支援体制の構築②

- ・庁内連絡会(係長級)では、こどもと家庭の把握・相談対応・適切な支援のため仕組みと庁内連携体制の検討を行い、ヤングケアラー支援に関する庁内職員向け手引きの作成を行いました。

- ・手引き作成にあたっては有識者・福祉保健センターへのヒアリングを実施しました。

①有識者ヒアリング

立命館大学産業社会学部 教授 斎藤 真緒氏、立正大学社会福祉学部 教授 森田 久美子氏

②各区福祉保健センター

生活支援課、高齢・障害支援課(高齢者支援担当・障害者支援担当)、こども家庭支援課

- ・手引きはヤングケアラー支援に関する連携体制の構築に向けたはじめての一步として、支援に携わる可能性のある区局の関係課がヤングケアラー支援の重要性を理解し、ヤングケアラーに気づき、支援を行うときに必要な姿勢を確認できることを目的として作成しました。

これからの実践を踏まえてさらに内容を充実させていく必要があることから、初版として位置づけています。

- はじめに
 - 目的、活用方法

- 第1章
 - ・ ヤングケアラーとは
 - ・ ヤングケアラーへの支援の必要性
 - ・ 横浜市におけるヤングケアラー実態把握調査の概要

- 第2章
 - ・ ヤングケアラー支援における基本的な考え方
 - ・ 多部署・多機関が連携して支援を行う必要性
 - ・ 関係課・関係機関に求められること

- 第3章
 - ・ ヤングケアラー支援に関する連携事例

ヤングケアラー支援における基本的な理念

≫≫ 詳細は、本編P15～を参照

1 多部署・多機関が連携して支援を行う必要性

- ヤングケアラーとその家族が置かれている状況は、様々な課題が関係し、**複合化しやすい**。
- 関係機関や関係課が個別に支援を行うのではなく、家族が直面する**多方面の課題を包括的に把握し、連携して支援することが重要**。

2 関係課・関係機関に求められること

ヤングケアラーに気づく

- 過度な負荷がかかっている状況であっても、こども・若者本人や家族がそれを「当たり前」と思っていたり、課題を抱えていたとしても、それを相談できない場合がある。
- そのため、ケアを必要とする家族への個別支援や窓口対応、学校等の所属機関が、**各場面で家族の状況に「気づく」ことが重要**。
- 中高生や18歳以上の若者の場合、支援者も、こども・若者をマンパワーの1つとして位置づけ、負荷をかけてしまうことがある。
- ケアを必要とする家族に関わる際には、関係機関・関係部署が**ケアラー支援の視点**を持ち、家族に接する。

≫≫ 気づくきっかけの例は次ページ参照

3 ヤングケアラー支援における基本的な考え方

こども・若者や家族の話聞く、相談を受け止める

- **相談を受け止めた**上で、こども・若者や家族が望んでいることや困っていることを確認し、次のステップとして何が必要か、意向とともに考える。
- こどもの話を聞くときは、本人の複雑な思いに配慮し、**個別に、秘密が守られる状況で話を聞く**。

1つの機関・所管課だけでとどめない

- 相談を受け止めた担当課だけで支援の必要性を判断するのではなく、**複数の関係機関・関係課で状況の確認や、支援の必要性や支援方針を検討していく**。

≫≫ 実際の連携事例は本編第3章を参照

ヤングケアラーの声を聞き、尊重する

- 本人には、「家族の力になりたい」という思いや、「人に知られたくない」等、複雑な思いがある場合も。そのため、**ケアを担っていること自体を否定しない・ケアを必要とする家族を否定しないことが重要**。
- 伝えたい気持ちの言語化を苦手としている方もいるため、十分に時間をかけてじっくり話を聞き、意見をまとめる手助けをする。

家族の意向を聞き、家族全体を支援する

- 支援が必要なのは「こども・若者」単体ではなく「**家族全体**」。
- こども・若者だけではなく、**家族が何を望んでいるのか**、どのような思いを持っているのかも丁寧に把握する。

ヤングケアラーではないか？と気づくきっかけの例

>>> 「その他」のきっかけも含め、詳細は、手引き本編P16～を参照

こども家庭支援課 学校、SSW,SC、保育園、幼稚園 等

- 家庭訪問等の際に、食事づくりや買い物、洗濯の家事をしている
- 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる
- こどもが親の通訳をしている
- 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である
- 遅刻や早退が多い
- 保健室で過ごしていることが多い
- 提出物が遅れがちになってきた
- 持ち物がそろわなくなってきた
- しっかりしすぎている
- 優等生でいつも頑張っている
- こども同士よりも大人と話が合う
- 周囲の人に気を遣いすぎる
- 服装が乱れている
- 児童・生徒から相談がある
- 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている
- 保護者が授業参観や保護者面談に来ない
- 幼いきょうだいの送迎をしていることがある
- きょうだいがいるが、保護者が不在がち(就労含む)であることが確認された

高齢・障害支援課(高齢者支援担当) 介護サービス事業所、地域ケアプラザ 等

- 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
- 日常の家事をしている姿を見かけることがある
- 介護サービスの送り出しや迎え入れをこども・若者が対応している
- 高齢福祉事業所から、家族の介護・介助を行っているこども・若者の話を聞くことがある
- 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる
- 介護者である家族が不在がち(就労含む)であり、要介護者とこどもで過ごす時間が長いことを把握

生活支援課

- 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある(生活保護担当職員による対応時等)
- 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる
- 家族の代わりに手続きの書類を窓口を持参する
- こどもが親の通訳をしている

就労関係

- 生活のために(家庭の事情により)就職している
- 生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている

高齢・障害支援課(障害者支援担当) 障害福祉サービス事業所、 基幹相談支援センター・相談支援事業所 等

- 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
- 日常の家事をしている姿を見かけることがある
- 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる

医療機関

- 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある(平日に学校を休んで付き添いをしている場合等)
- 来院時の本人の身なりが整っていない、虫歯が多い
- 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある(往診時等)

地域(民生委員・児童委員/主任児童委員等)

- 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
- 毎日のようにスーパーで買い物をしている
- 毎日のように洗濯物を干している
- 自治会の集まり等、通常大人が参加する場にこどもだけで参加している
- 民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する
- こども食堂での様子に気になる点がある

(出所) 有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」
令和4年3月 p11～12より本市の状況に沿うように一部改変

3 令和7年度 ヤングケアラー支援事業の取組について

ヤングケアラーの様々な負担の軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体に対し補助をするとともに、SNSを活用したよこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施します。

ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、広く市民に向けた広報・啓発や研修を実施するとともに、子ども・若者育成支援推進法の改正を踏まえ、新たに早期発見・把握、支援に繋げるため、アンケートによる実態調査をモデル実施します。

また、「横浜市子ども・若者支援協議会」において、新たにヤングケアラー支援に関する学識経験者を加え、支援の充実に向けた議論を推進します。

【令和7年度 こども青少年局 予算概要より】

4 7年度 ヤングケアラー実態調査について①



こども家庭庁 ヤングケアラー支援体制強化事業

事業の目的

- 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。(令和6年6月5日成立、令和6年6月12日施行)
- また、施行通知※1では、**特に市区町村においては、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法**による実態調査を定期的に(少なくとも年に1回程度)行うことが重要としている。
- 実態調査・把握の実施自治体数は412自治体に留まる(令和6年2月29日現在)ところ、ヤングケアラーの早期把握を目的とした定期的な「実態調査・把握」が全国で実施されるよう、従来の補助に加え必要な経費の補助を行う。

※1 こども家庭庁HP参照 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)

事業の概要

- ①**実態調査・把握**
市区町村は、ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等個人が把握できる方法により調査を実施。
都道府県は、条例の制定や計画策定など、広域的な支援体制の整備に必要な調査の他、市区町村と連携し、高校生以上の世代など、広域的な対応が必要となる場合の実態調査を実施。
- ②**実態調査スタートアップ加算**
実態調査を定期的(少なくとも年に1回程度)に実施するには、自治体の負担軽減(調査コスト等)が不可欠であることから、実態調査の効率化に資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築(例えば、特定の項目に該当する子どもの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等)を実施。

実態調査・把握（令和6年度補正予算）

	(主に)市区町村	(主に)都道府県
調査概要	<ul style="list-style-type: none"> 主として小・中・高校生世代を対象に、支援対象となるヤングケアラーを把握するための調査(実態調査) 調査対象とする学年等を段階的に拡充することは差し支えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 主としてこども・若者の状況把握のための調査 関係機関等を対象に行う、条例の制定や計画策定など広域的な支援体制の整備を目的とした調査
高校生世代	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて都道府県と連携して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な実施が効果的と判断される場合は、市区町村と連携しつつ、都道府県において積極的に調査を実施
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 任意の記名式アンケート等により、学校等の関係機関を通じて実施 アンケート調査を新たに実施することに限らず、生活実態調査等の既存調査の活用、教員等によるこもとの面談や相談レター等を通じた、こども自身のSOS発信の機会の確保による把握など、地域の実情に応じた方法での調査等を行うことも可能 いずれの方法においても、こども自身に気づきを促すために、家庭で担っているケア負担等を振り返ることができるような工夫(*)をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査又はヒアリング調査など地域の実情に応じた方法により実施 18歳以上のヤングケアラーは、ヤングケアラー支援体制強化事業のうち、ピアサポート等相談支援体制の推進を活用するなど、都道府県単位の相談支援体制やピアサポート等で把握することも効果的考えられる。

※ ヤングケアラーは、本人に自覚がないことなどから、支援が必要でも表面化しにくい課題がある。一方で、調査によって把握できるのは、「ヤングケアラーかもしれない」と自覚しているこどもや、家庭内の困りごとを相談しようと考えているこどもである場合が多い。自覚のないこどもや、相談のハードルを感じているこどもを把握し、支援に繋げるためには、こども自身が家庭でになっているケア負担等を振り返ることができるような工夫をすることが重要と考えており、具体的には、調査方法にかかわらず、調査の実施前に、ヤングケアラーの定義やお手伝いとの違いなどを、年齢や理解度に合わせて分かりやすく説明すること(または、調査票に記載すること)を想定している。

実態把握の取組事例

実施に当たっての課題

- 記名式のアンケートは、答えるハードルも高いのでは？
- ヤングケアラーであることを認識していない場合や、家庭内の事情を知られたくないと子どももいる。
- アンケート実施に伴う教職員の業務負担の増加など、教育委員会の理解を得るハードルが高い。



生活実態調査等にケア負担に関する設問(2～3問程度)を追加
記名は**任意**！



ヤングケアラー・コーディネーターが、出張授業行い、終了後にアンケートを行う



支援を求めるヤングケアラーが、手紙等でSOSを発信できる機会を確保



学校に配付されたタブレットに、アプリを導入するなど、ICTを活用した調査

調査方法の検討にあたって

- 家庭での困りごとに関する **SOSを発信できる機会** を確保
啓発をセットで行うなど、**自身のケア負担等を振り返る** ことができるような工夫



実態把握の取組事例

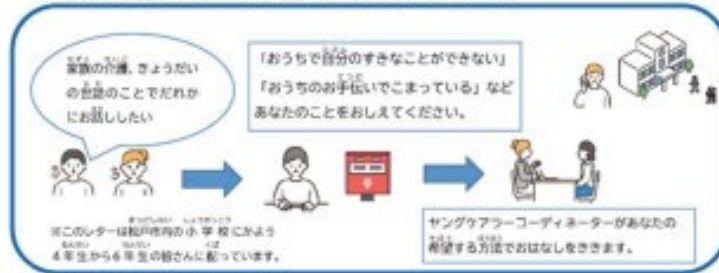
小学生のみならず

ヤングケアラー相談レター（案）

松戸市では、おうちでのお手伝いや困りごとの相談にのっています。

おうちでのこまりごとや不安なことをこのレターに書いて送ることで、

あなたの希望する方法でお話をきくことができます。



連絡先：松戸市こども家庭センター 047-701-8600（ヤングケアラーコーディネーター直通）

<p>家庭でのお手伝いや困りごとにかんする相談をこのレターにかいてください。</p> <p>お名前 _____</p> <p>学校名 _____ 小学校</p> <p>学年・クラス _____ 年 _____ 組</p> <p>あなたが希望する連絡方法（○をつけてください）</p> <p>電話・メール・学校で会う</p> <p>その他の場所で会う</p> <p>()</p> <p>電話の場合、お話ができる電話番号</p> <p>()</p> <p>つながりやすい時間・曜日など</p> <p>()</p>	<p>相談したい、困っていることに○をつけてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 家事（買い物、料理、掃除） 外出（通院）の付き添い 家族の見守りや介助 きょうだいのお世話 <p>その他 自由記述欄</p> <p>()</p>
---	--

（参考）千葉県松戸市の取組例

ヤングケアラーとは・・・

ヤングケアラーとは大人がしなければならない家事や家族の世話などをいつもおこなっているこどものことです。

家族のお手伝いをするのは素敵なことですが、そのことで勉強や遊びができなくて困っている場合は相談してください。



こども家庭センターホームページもごらんください。



2718755

松戸市こども家庭センター
ヤングケアラーコーディネーター行

松戸市松本287番地の5

レターのおくり方

- ①レターを切り取ります。
- ②裏面に市名、学校名、クラスなどを記入します。
- ③「のりしろ」部分にのりをつけ、レターを折って貼り付けてください。
- ④切手を貼らずに郵便ポストへ入れてください。

実態把握の取組事例

(参考) 東京都品川区の取組例

ヤングケアラー相談システム

児童・生徒は、学校から配布されたタブレットや自分のスマートフォン・パソコンから画面へアクセスし、相談したい内容を入力して送信します。相談が送信されると自動で作成された【報告シート】があらかじめ登録されている担当者にメールで送られます。



横浜市での実態調査について

- ・ ヤングケアラーの早期発見・把握・支援に繋げるため、庁内及び関係機関と連携し、任意の記名式アンケートによる実態調査把握をモデル実施します。こども本人から、生活状況や支援ニーズについてアンケートで聞き取ることにより、支援が必要な子どもたちを把握し、適切なサポートを提供することを目指します。
- ・ 対象想定：本市小学校4年生・中学校1年生・高校1年生の児童生徒（市立のみで57,000人）
- ・ 実施方法に関しては、**他自治体での先行取組も踏まえ、こどもやその家族の心情に十分に配慮し、こどものSOSをキャッチし、支援につなげられる実施方法**を教育委員会事務局や学校現場、区こども家庭支援課等とともに検討します。
- ・ 引き続き、支援が必要なこどもと家庭を支援できるよう以下の取組を充実させます。
実態調査に際し、これまで作成した広報物等を活用し、こども本人や教職員に対する啓発も同時実施
支援体制の強化
相談先の周知
支援の受け皿の拡充